

第 389 回月例会・報告概要

開催日：2014 年 11 月 29 日 16:00

報告者：石井義人（弁護士・石井義人法律事務所）

テーマ：時間外賃金

報告者コメント：最近超過勤務手当に関する労働審判、訴訟が急増し、ほぼ使用者が敗訴的和解をするか、敗訴しています。超過勤務手当に関する諸問題のうち、労働時間と定額残業手当を中心に検討を行います。

報告概要：

第 1 はじめに

- 小規模・零細企業 →日・月単位での賃金計算が多い
 - 時間外賃金請求の裁判では敗訴危険性大
 - 会社側は「金額（最低賃金額）＋基礎賃金に含まれない手当 or みなし残業手当」という給料体系に変更して対抗
 - 裁判所は上記体系にも厳しい傾向にある

第 2 労働基準法の基本原則

1 労働条件に関する基準

- ① 1 週間の労働時間 法 32 条 1 項、規則 25 条の 2
- ② 1 日の労働時間 法 32 条 2 項
- ③ 休憩 法 34 条 1 項
- ④ 休日 法 35 条 1 項、2 項

2 時間外、休日労働

(1) 例外として可能な場合

- ① 災害等により臨時の必要があり、行政庁の許可があるもの（法 33 条）、② 3 6 協定に基づくもの（法 36 条）

(2) 例外に対する措置

- ①②に該当するか否かを問わず、時間外労働が生ずれば、割増賃金請求権が発生

3 割増賃金

- (1) 時間外、休日労働 法 37 条 1 項
- (2) 深夜労働 法 37 条 4 項
- (3) 法定外労働の種類と割増率のまとめ

4 割増賃金の基礎賃金

- (1) 基礎賃金（割増賃金基礎給与の求め方） 法 37 条 5 項、規則 21 条
- (2) 1 時間あたりの賃金額の計算方法（割増賃金の時給単価の求め方） 規則 19 条

5 時間外賃金の計算例

6 付加金 法 114 条

7 遅延損害金

8 時効

第 3 法定労働時間の弾力化

- 1 変形労働時間制（法 32 条の 2、32 条の 4）
- 2 フレックスタイム制（法 32 条の 3）
- 3 裁量労働制－事業所外みなし裁量労働制（法 38 条の 2）
- 4 裁量労働制－専門業務型裁量労働制（法 38 条の 3）

5 裁量労働制－企画業務型裁量労働制（法 38 条の 4）

第 4 労働時間の評価に関する裁判例の検討

- ①三菱重工長崎造船所事件（最判平成 12・3・9 判タ 1029・164）
就業のための準備時間等が労働時間に該当するか？
→労働者が使用者の指揮命令下におかれている時間として客観的に定められる
- ②大星ビル管理事件（最判平成 14・2・28 労判 822・5）
ビル管理会社の従業員の仮眠時間が労働時間に該当するか？
→①を引用。仮眠時間も役務の提供が義務付けられている。
→「仮眠室における待機と警報や電話等に対し直ちに対応することが義務付けられている」の「と」をどう評価するか（両方必要か一方で足るか？）。
- ③ビル代行事件（東京地判平成 17・2・5 労判 893・113）
宿直を伴うビル管理業務に従事する従業員に関する争い（宿直に関しては手当が支給されていた）
- ④大林ファミリティ事件（最判平成 19・10・19 労判 946・31）
マンションの住込み管理人に関する事案

第 5 基礎賃金の対象となる手当に関する裁判例の検討

- ①小里機材事件（東京地判昭和 62・1・30 労判 523・6。なお、最判昭和 63・7・14 同）
→労基法 37 条 2 項・規則 21 条を制限列举とする。実質的に判断する。
- ②アクティリンク事件（東京地判平成 24・8・28 労判 1058・5）

第 6 定額残業手当（みなし残業時間）に関する裁判例

- ①小里機材事件（上記東京地判）
基本給に時間外労働に関する割増賃金を含むという合意の成立の有無
→割増賃金部分と基本給との明確な区別＋超過時の差額清算
- ②アクティリンク事件（上記東京地判）
営業手当が定額残業手当と認められるための要件
→時間外手当の実質＋超過時の差額精算
- ③イーライフ事件（東京地判平成平成 25・2・28 労判 1074・47）
精勤手当がみなし残業手当として認められるための要件
→時間外労働の対価としての実質＋時間外手当が適正に支払がなされていることの判断可能性＋差額支払い

まとめに代えて～定額残業手当を中心に

- 第 6 の①～③は時間外手当の実質を欠く事例といえる
→実質を満たす場合で超過時の差額精算の合意等がない場合はどうか？